



フリーランスの経済的自立に寄与する要因の探索

唐津, 周平

(Citation)

神戸大学経済学研究科 Discussion Paper, 2510:1-12

(Issue Date)

2025-04

(Resource Type)

technical report

(Version)

Version of Record

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100495777>



フリーランスの経済的自律に寄与する要因の探索

唐津 周平

April 2025

Discussion Paper No. 2510

GRADUATE SCHOOL OF ECONOMICS

KOBE UNIVERSITY

ROKKO, KOBE, JAPAN

要旨

本研究の目的は、近年注目されるフリーランスの働き方において、経済的自律（特定の発注事業者等へ依存せずに、自分自身の経済的な意思決定を行い、生活を維持できる状態）に寄与する要因を明らかにすることである。政府によるフリーランス実態調査や就業環境の整備が進む一方で、これまでの政策は「保護」に焦点が当てられ、フリーランス自身の競争力や自律性に注目した研究は乏しかった。フリーランスは「雇用契約のない自営業者」として扱われるが、実態としては特定の取引先に経済的・業務的に依存している場合も多く、「労働者性」を帯びる存在でもある。

本稿では、楽天インサイト社による全国のフリーランスを対象としたインターネット調査（n=2,000）の個票データを用い、収入満足度と年収を被説明変数とした探索的分析とロジスティック回帰分析を実施した。分析の結果、「仕事を取りたい時に取れた」「報酬を自ら決定できた」などの自律的な働き方が、主観的な収入の満足度および客観的な年収の双方に有意な影響を与えていた。また長年の「正社員経験」「業種経験」や「平均年収の高い業種群」など、過去のキャリアや所属する市場環境も年収の向上に寄与していた。

最終的に、フリーランスの「年収」や「収入に対する満足度」に関係する要因は「個人的経験要因」「自己主導的要因」「市場環境要因」の3つに分類可能なことを明らかにした。

* 神戸大学経済学研究科研究員

+ karatsu@people.kobe-u.ac.jp

1. はじめに

総務省統計局の「令和4年就業構造基本調査」において、初めて「フリーランス」の統計結果が2023年7月に公表された¹。その際のフリーランスの定義は「実店舗がなく、雇人もいない自営業主又は一人社長であって、その仕事で収入を得る者（農林漁業者を除く）」とされている。これまでも様々な主体によって、フリーランス向けの調査は実施されてきたが本調査は政府の基幹統計の1つであり、公的な統計結果で初めてフリーランスの把握が行われたことになる。そのため、本稿におけるフリーランスの定義もこれに則る。

このように「フリーランス」が定義されたのは最近であり、加えてデジタルプラットフォームを通じた就業や兼業副業の増加などを背景に多種多様な働き方が増加している。このような背景もあり、学術研究においてフリーランスを定義づけ、その実態を正確に把握すること自体がフリーランス研究における大きな課題の1つである。

上述したフリーランスの定義に則れば、フリーランスは雇用契約のない「自営業」である。そのためフリーランスは「被用者」とは異なり、「自営業」として自ら収入が不安定になるリスクを引き受けつつも、新たな事業への挑戦や市場開拓によって経済的なリターンを得る存在と一義的には見なされる。

しかし、フリーランスといった言葉が流行する以前から「業務委託契約」によって個人が仕事を請け負う「個人請負就業」は存在しており、一部の企業等による過度な経費削減目的の「偽装請負」なども問題視されてきた。そして近年は「クラウドソーシング」や「ギグワーク」などインターネット上のデジタルプラットフォームを通して業務委託契約の仕事を受発注できる環境も整えられてきた。それによって柔軟な働き方が実現される一方、本来「被用者」として扱われたほうがよい経済的に脆弱なフリーランスに対して「労働者性」を認める議論も活発化している。

以上のように、フリーランスは「自営業者」でありながらも「雇用類似の働き方」とも位置付けられている。そのため、厚生労働省をはじめとした中央省庁はフリーランス・トラブル110番（2020年）、フリーランスの労災保険への特別加入（2021年から2024年にかけて対象となる職種が順次追加）、「フリーランス・事業者間取引適正化等法（通称：フリーランス新法、2024年）」などの政策的支援を展開してきた。

これらは発注事業者（企業等）とフリーランスとの間で、最低限の規律を設け、取引の適正化や就業環境の整備を図る観点において、極めて重要な対応である。一方、これまでの対応は保護的な内容に焦点が当たっている傾向があり、フリーランスの経済的自律や成功事例の分析、あるいはそれに寄与する観点を明らかにする研究は十分とは言えない状況である。とりわけ、フリーランス向けの実態調査において、最も課題を感じている内容は「収入の不安定さ」であり、その課題の改善に向けた「経済的自律への支援」や「競争力

¹ これまでもフリーランスの調査は様々な主体が実施してきたが本調査は政府の基幹統計の1つであるため、公的な統計結果で初めてフリーランスの把握が行われたことになる。

の育成」といった視点が、これまでの保護的な枠組みでは見過ごされやすい。

本研究では、このような問題意識を背景として、フリーランスの「経済的自律（特定の発注事業者等へ依存せずに、自分自身の経済的な意思決定を行い、生活を維持できる状態）」に寄与する要因を探索することが目的である。以下第2節ではこれまでのフリーランスの課題と政策的対応に関する先行研究を整理することで、本研究の重要性を明らかにする。第3節では楽天インサイト社によるフリーランス向けのインターネット調査結果をもとに、フリーランスの「経済的自律」に寄与する要因を計量分析によって探索する。第4節では関連性の強い変数を用いて「収入の満足度」や「年収」を被説明変数にしたロジスティック回帰分析を行う。第5節では分析結果の考察を行い、おわりにまとめと今後の課題を整理する。これらを通じて、現在の保護的な政策的支援の段階に加えて、フリーランスが経済的に自律した状態を維持・実現し、「自らが望む働き方を自ら継続できる」ための政策的支援の段階に向けた論点整理と「望ましいフリーランス」の要件を検討することが本研究の意義である。

2. フリーランスの課題と政策的対応に関する先行研究の整理

近年、フリーランスをはじめとした多様な働き方に関する実態把握と就業環境の整備が進められている。2024年11月には「フリーランス新法」が施行され、「契約内容の明示義務」「報酬の支払期日設定」「不当な契約条件の排除」など、独占禁止法や下請法、労働法的規制の両側面を持つ法整備が行われた。

このフリーランス新法の背景として、内閣官房等（2024）からの資料ではフリーランスと発注事業者（企業等）との間には、交渉力や情報収集力の格差が生じやすく、「個人」としての受注事業者は「組織」である発注事業者から業務委託を受ける場合において、取引上、弱い立場に置かれやすい特性があることが指摘されている²。そのためフリーランス新法では、フリーランスの業務委託に係る取引全般について最低限の規律を設け、発注事業者とフリーランスとの取引の適正化、就業環境の整備を図ろうとしている³。

また、社会保険制度に関する課題の検討も行われている。フリーランスや自営業者は雇用保険の適用外であることから、育児のために休業しても、育児休業給付が受けられない状態にある。そのため厚生労働省は2026年度中の施行案として、国民年金の第1号被保

² 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（フリーランス・事業者間取引適正化等法）【令和6年11月1日施行】説明資料参照

³ フリーランス新法の対象者は正確には企業等から業務委託を請ける「特定受託事業者」を指すため、上述した「フリーランス」の定義とは異なる。そのため、2021年の内閣官房等のアンケート調査によれば、この特定受託事業者に該当するフリーランスは約59%だと推計されている。「特定受託事業者」の定義は以下を参照。「業務委託の相手方である事業者であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。(1) 個人であって、従業員を使用しないもの、(2) 法人であって、一の代表者以外に他の役員（理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事若しくは監査役又はこれらに準ずる者をいう。第六項第二号において同じ。）がなく、かつ、従業員を使用しないもの」。「特定受託事業者」に含まれないフリーランスの例として、個人向け（一般消費者向け）の財・サービス提供をしている事業者が考えられる（学習支援、フィットネス、写真撮影など）。

険者を対象に、子が1歳になるまでの保険料を免除する案を現在検討している。他にもフリーランス等の雇用保険被保険者以外の者が、教育訓練に専念し、スキルアップ等を実現できるようにするため、自ら選択した教育訓練を受けるに当たって必要となる費用を融資する制度の創設も検討されている。また、融資額は年間最大240万円を年利2%で最長2年間借りられることが予定されており、就職して雇用保険被保険者になり、1年以上継続勤務し、訓練修了前と比較して賃金が一定割合上がった場合は返済免除になる選択肢も検討されている。

このように現在のフリーランス向けの施策は、(1) 特定受託事業者（企業等からの業務委託）として仕事を請け負うフリーランスを対象にした適正な取引と就業環境整備、(2) 育児休業時のフリーランスを対象にした保険料免除、(3) スキルアップ等を望むフリーランスを対象にした教育訓練費用融資などのように様々な方面から課題の改善が行われている。

他方、フリーランスの実態調査結果の中で最も多く見られる課題は「収入の不安定さ」である。令和4年度に内閣官房等が実施したアンケート調査結果によれば、全体の約50%以上が年収400万円未満であることが示された。久米・鶴・川上（2025）は独立自営業者（フリーランス）2251人のうち、約4割が労働者性を有することを確認した後、労働者性がフリーランスのパフォーマンスに与える影響を実証的に分析している。その結果、労働者性を有する者については、労働者性が高いほど、時間当たり賃金が低くなる以外にも週労働時間が長く、主観的生産性が低く、幸福度・仕事満足度・生活満足度が低くなるなどマイナス面が多くなることを明らかにした。このことから「収入の不安定さ」を改善するための変数として、労働者性の高いフリーランスの就業環境の改善が優先的な課題であることが示された。言い換えれば、これは「経済的自律」を高めることが重要であるとも解釈できる。

2023年10月1日に施行された「適格請求書等保存方式（以下インボイス制度）」によって、フリーランスが自身の経済的自律を向上させる重要性はより一層高まるように思われる。インボイス制度によって、これまで免税事業者だった年収1000万円未満のフリーランスにも課税事業者として消費税を納める対応が迫られるようになった。これを受けて一般社団法人プロフェッショナル&パラレルキャリア・フリーランス協会（以下フリーランス協会）では、2023年12月に「インボイス制度によるフリーランスへの影響に関する実態調査」を公表し、「新たに課税事業者となったインボイス登録者のうち、納税負担分を価格転嫁できた人は17.2%」「免税事業者を継続する人のうち、17.3%が一方的な契約解除や報酬値下げを経験」などの実態を報告した。これらの出来事から今後フリーランスはインボイス制度に対応して、発注事業者等との価格交渉に向き合わざるを得ない状況に直面することが予想される。

フリーランス新法では、そのような場面で発注事業者等からの一方的な契約変更などを予防するために、発注事業者等とフリーランスとの間での取引適正化に係る項目が多岐に

渡って示されている。これまでは立場の弱いフリーランスを適正に守るための環境整備として、フリーランス新法をはじめ様々な政策的支援がこれまで行われてきた。今後はこれらに加えて、ひとり一人のフリーランスが「自らが望む働き方を自ら継続できる」手段として、「経済的自律（特定の発注事業者等へ依存せずに、自分自身の経済的な意思決定を行い、生活を維持できる状態）」を獲得する政策的支援も必要になるだろう。

J Fraser (2001) はフリーランス翻訳者の経済自律性に関する研究をまとめ、彼らが他の自営業者と比較して高度な専門知識とスキルを持ち、特定の言語や分野に精通していることを明らかにした。そして、その専門性により、彼らのサービスは代替が難しく、クライアントからの需要が安定していることや、その需要の安定性が、報酬や納期などの契約条件において、翻訳者が主導権を握る要因となっていることも説明している。また、複数のクライアントとの関係を同時に築くことで、収入源を多様化させることが、特定のクライアントへの依存を減らし、経済的な安定性を高めていることも明らかにしている。

また、山田 (2021) も個人がスキルを活かせる「望ましいフリーランス」を振興するための政策対応として、「①労働法上の対応（「偽装自営」を排除し、新たな分類を設けてどういった面を雇用者同様に保護するかを再考すること）、②競争政策上の対応（優越的地位濫用防止の観点での独占禁止法の運用）、③人材育成インフラの整備（財政面での支援の仕組みや実効性あるリカレント教育の仕組みの整備）、④労働移動を円滑化する仕組みの整備、⑤社会保障制度の対応（ドイツを参考にしたプラットフォーム型フリーランス向けの社会保険制度の創出）、⑥副業の適正な形での推進（英国のようなシニア・フリーランスの奨励）」を提言している。

以上を整理すると、これまでの政策的支援は山田の指摘する①や②についての施策であり、本研究は③や④を検討するにあたって有効な変数を探索することが目的である。そのため次節ではフリーランスの「収入の不安定さ」を改善し得る説明変数の探索を行う。

3. データセットとフリーランスの経済的自律に関する探索的分析

本章では楽天インサイト株式会社が保有するアンケートモニター（仕事パネル）を対象として、2024年12月25日～12月26日に実施したインターネット調査結果にもとづいて個票データの分析を行う。調査対象は、全国20歳～69歳の男女、日本国内在住者。母集団の数値は37,599s（自営業、自由業、フリーランス、その他有職者を対象）、上述した「フリーランス」の定義に該当する対象者を抽出するためにスクリーニング調査として30,000sを配信、回答数は5,221sであり、配信数からの回答率は17.4%。このスクリーニング調査の回答者の中で本調査対象条件合致者の出現率は45.61%。本調査の回答数は2,377s、配信数からの回答率は7.92%となった。有効回答数は2,000sである。

フリーランスの経済的自律を探索する先行研究として、Eurofound (2017) が挙げられる。自営業を選択した理由やクライアント（顧客）の数、新しいクライアントの獲得容易性、収入の水準など計15問の回答を分析し、「安定した自営業者」「脆弱な自営業者」、

「隠れた自営業者」など潜在的なクラスターに分類が行われている。この文献の中で「Economic or operational dependence (autonomy)」という言葉が用いられており、「経済的または業務的従属性（自律性）」と訳すことができる。

日本国内の研究においては「経済的自律」よりも「経済的従属性」のほうがよく用いられており、それは「経済的従属性」が「労働者性」とも関連する概念だからである。経済的従属性は「特定の顧客や取引先に対して収入面で強く依存している状態」を指す概念であり、業務過程において指揮命令等を受ける「使用従属性」と併せて「労働者性」の判別に用いられる要素である。つまり、経済的自律の指標を検討する際には、経済的従属性の反対概念を参考にすることが有効だと考えられる。

その参考として、労働政策研究・研修機構（2019）で使われていた「1.A 自分にしかできない仕事が多かった-B 他の人でもできる作業が多かった」「2.A 仕事を取りたい時に思うようにとれた-B 他の同業者との競争などで思うようにとれなかった」「3.A 特定の取引相手と仕事をするが多かった-B 様々な取引相手と仕事をするが多かった」「4.A 仕事の報酬額は取引先に決定権があった-B 仕事の報酬額は自分に決定権があった」の4つの設問に加え、「5.A 仕事の継続は取引先が継続するか決定できる-B 仕事の継続は自分が継続するか決定できる」の計5つの設問が経済的自律に結び付くと仮説を立て本研究では調査票を設計した⁴。これらの設問は「Aに近い（1）」「どちらかと言えばAに近い（2）」「どちらともいえない（3）」「どちらかと言えばBに近い（4）」「Bに近い（5）」という選択肢を用意し、以下のような回答結果が出た（表1参照）。

設問1と2は、「Aに近い（1）」「どちらかと言えばAに近い（2）」を「経済的自律がある」状態と解釈し、設問3から5は「どちらかと言えばBに近い（4）」「Bに近い（5）」を

表1：フリーランスの経済的自律に関連する設問の回答結果

	頻度 (n) 割合 (%)	Aに近い	どちらかと言えば Aに近い	どちらとも いえない	どちらかと言えば Bに近い	Bに近い
1.A自分にしかできない仕事が多かった-B他の人でもできる作業が多かった	2000 100	319 15.9	528 26.4	812 40.6	225 11.2	116 5.8
2.A仕事を取りたい時に思うようにとれた-B他の同業者との競争などで思うようにとれなかった	2000 100	175 8.8	398 19.9	1153 57.6	211 10.5	63 3.1
3.A特定の取引相手と仕事をするが多かった-B様々な取引相手と仕事をするが多かった	2000 100	362 18.1	502 25.1	872 43.6	175 8.7	89 4.4
4.A仕事の報酬額は取引先に決定権があった-B仕事の報酬額は自分に決定権があった	2000 100	295 14.7	343 17.1	939 46.9	247 12.4	176 8.8
5.A仕事の継続は取引先が継続するか決定できる-B仕事の継続は自分が継続するか決定できる	2000 100	257 12.8	377 18.8	983 49.2	208 10.4	175 8.7

⁴ 2 や 3 の設問は Eurofound（2017）の調査票でも同様の内容があった。経済的自律（あるいは従属性）に関する指標は自営業に対する意欲や動機、現在の経営状況の見立て、働き方の柔軟性、傷病時の蓄え、報酬が支払われる頻度や時期、研修等の有無など多岐に渡る内容が見られた。今回の分析では、仕事の獲得状況や取引先との関係、自己決定に関する要素に絞って分析を行った。

「経済的自律」に寄与する有効な変数の一部分であると解釈する。

そのような分類をもとにして、表2では現在の収入に対しての満足度が高い状態と低い状態⁵、個人の年収を「年収150万円未満」「年収150万円～300万円未満」「年収300万円～500万円未満」「年収500万円～800万円未満」「年収800万円以上」の5段階に分け

表2：収入の満足度、個人年収に関するクロス集計・残差分析結果

	収入の満足度 低い (n=1302)		収入の満足度 高い (n=698)		χ ² 検定 P値	年収150万円 未満 (n=511)		年収150万円～ 300万円未満 (n=300)		年収300万円～ 500万円未満 (n=313)		年収500万円～ 800万円未満 (n=268)		年収800万円 以上 (n=205)		χ ² 検定 P値
	頻度	割合(%)	頻度	割合(%)		頻度	割合(%)	頻度	割合(%)	頻度	割合(%)	頻度	割合(%)	頻度	割合(%)	
A自分にしかできない 仕事が多かった	490	0.38	372	0.53	***	221	0.43	140	0.47	135	0.43	124	0.46	107	0.52	***
B他の人でもできる 作業が多かった (どちらともいえないを含む)	812	0.62	326	0.47		290	0.57	160	0.53	178	0.57	144	0.54	98	0.48	
A仕事を取りたい時に 思うようにとれた	258	0.20	315	0.45	***	140	0.27	81	0.27	89	0.28	99	0.37	84	0.41	***
B他の同業者との競合など 思うようにとれなかった (どちらともいえないを含む)	1044	0.80	383	0.55		371	0.73	219	0.73	224	0.72	169	0.63	121	0.59	
A特定の取引相手と仕事を することが多かった (どちらともいえないを含む)	1131	0.87	605	0.87	p>0.1	426	0.83	265	0.88	273	0.87	232	0.87	179	0.87	p>0.1
B様々な取引相手と仕事を することが多かった	171	0.13	93	0.13		85	0.17	35	0.12	40	0.13	36	0.13	26	0.13	
A仕事の報酬額は取引先に 決定権があった (どちらともいえないを含む)	1068	0.82	509	0.73	***	397	0.78	240	0.80	252	0.81	206	0.77	148	0.72	*
B仕事の報酬額は 自分に決定権があった	234	0.18	189	0.27		114	0.22	60	0.20	61	0.19	62	0.23	57	0.28	
A仕事の継続は取引先が継続 するか決定できる (どちらともいえないを含む)	1084	0.83	533	0.76	***	387	0.76	243	0.81	266	0.85	222	0.83	155	0.76	**
B仕事の継続は自分が 継続するか決定できる	218	0.17	165	0.24		124	0.24	57	0.19	47	0.15	46	0.17	50	0.24	
平均年収の高い4業種	395	0.30	246	0.35	**	155	0.30	93	0.31	101	0.32	99	0.37	83	0.40	*
上記4業種以外	907	0.70	452	0.65		356	0.70	207	0.69	212	0.68	169	0.63	122	0.60	
業種の経験20年以上	515	0.40	260	0.37	p>0.1	167	0.33	121	0.40	113	0.36	124	0.46	96	0.47	*
業種の経験19年以下	787	0.60	438	0.63		344	0.67	179	0.60	200	0.64	144	0.54	109	0.53	
正社員経験18年以上	245	0.19	194	0.28	***	92	0.18	64	0.21	77	0.25	71	0.26	57	0.28	*
正社員経験17年以下	1057	0.81	504	0.72		419	0.82	236	0.79	236	0.75	197	0.74	148	0.72	
大卒以上	657	0.50	396	0.57	**	260	0.51	160	0.53	162	0.52	137	0.51	130	0.63	*
専門学校・短大卒以下	645	0.50	302	0.43		251	0.49	140	0.47	151	0.48	131	0.49	75	0.37	

* P<0.05 ** P<0.01 *** P<0.001

⁵ 「収入の満足度低い (n=1302)」は「どちらともいえない」「どちらかといえば不満である」「不満である」の合計であり、「収入の満足度高い (n=698)」は「どちらかといえば満足している」「満足している」の合計である。

て、収入に対する主観的な評価と客観的な評価との関連性をクロス集計表で整理した。加えて、「平均年収の高い業種（電気・ガス・熱供給・水道業、学術研究、専門・技術サービス業、金融業・保険業、情報通信業）⁶」「業種の経験年数 20 年以上⁷」「正社員経験 18 年以上⁸」「大卒以上」など経済的自律を構成する要因になり得る変数も追加している。 χ^2 検定とともに、残差分析も行った。クロス集計の観測値（頻度）と期待値の調整済み残差が-1.96 未満であれば、他の頻度より有意に少ないことを示し、表の中ではその頻度と割合の値のセルを灰色に塗っている。それに対応して残差が 1.96 より大きい場合は他の頻度より有意に多いことを示し、その値を太字にしている。

まず、収入の満足度が高い層では「自分にしかできない仕事が多かった」「仕事を取りたい時に思うようにとれた」など、経済的自律に関連する変数で統計的に有意な結果が見られた（ $p<0.001$ ）。一方で、収入の満足度が低い層では「仕事の報酬額は取引先に決定権がある」「仕事の継続は取引先が継続するか決定できる」など、自己決定の要素が低く、経済的従属性が高い傾向が見られた。年収別に見ると、800 万円以上の高年収層は「自分にしかできない仕事」「報酬の自己決定」「仕事の継続の自己決定」など、自律性に富んだ働き方が顕著で、低収入層との間で有意差が確認できた（ $p<0.05\sim0.001$ ）。また、高年収層には正社員経験が長く、大卒以上が多い傾向も見られる。

このように、いずれの変数も有意な結果を示しており、収入の高さや満足度との関連の強さが明らかになった。ただし、これらは関連の強さを示しているだけであり、因果関係ではない。次章ではこれらの説明変数が収入の高さや満足度の向上に寄与することを検証する。

4. ロジスティック回帰分析の結果

より具体的な因果関係を検証するために説明変数をダミー変数に変換し、二項ロジスティック回帰分析（被説明変数を収入の満足度）、順序ロジスティック回帰分析（被説明変数を個人年収）を行った（表 3）。統計ソフトウェアは Stata を用いた。以下では各説明変数の結果に沿って、順番に解釈の考察を行う。

「自分にしかできない仕事が多かった」ダミー

収入の満足度のみ有意な結果となっている。自身の仕事に専門性や独自性があると感じている人ほど、現在の収入に満足している傾向がある。ただし、年収との関連はないため

⁶ 厚生労働省（2024）「令和 5 年賃金構造基本統計調査」によれば産業別の平均年収は「電気・ガス・熱供給・水道業（410.2 千円）」が最も高く、次いで「学術研究、専門・技術サービス業（396.6 千円）」、「金融業・保険業（393.4 千円）」、「情報通信業（381.2 千円）」となっている。

⁷ 上位約 3 割を抽出した結果、20 年以上を基準とした。

⁸ 回答者の正社員経験年数の平均が 18 年だったため。18 年以上を基準とした。

主観的な満足度には寄与しても、客観的な収入額自体には影響しない可能性がある。

「仕事を取りたい時に思うように取れた」ダミー

いずれも有意な結果のため、仕事を取りたい時に思うように取れている状態であれば、収入への満足度も実際の年収も高くなると解釈できる。この変数が最も強く影響することが示された。ただし、逆因果の可能性に留意する必要がある。

「様々な取引相手と仕事をするが多かった」ダミー

いずれも有意な結果にはなっておらず、取引先が多いまたは特定であることが必ずしも収入の満足度や収入の向上につながるとは限らないと解釈できる。

「仕事の報酬額は自分に決定権があった」ダミー

いずれも有意な結果のため、報酬額の決定権が自分にあることが収入満足度にも実際の年収にもよい影響を与えると解釈できる。

表3：収入の満足度、個人年収に関するロジスティック回帰分析結果

	収入の満足度ダミー (2項ロジスティック回帰分析)				年収5段階 (順序ロジスティック回帰分析)			
	オッズ比	有意 確率	95%信頼区間 下限	95%信頼区間 上限	オッズ比	有意 確率	95%信頼区間 下限	95%信頼区間 上限
「自分にしかできない仕事が多かった」ダミー	1.300	0.013 *	1.057	1.598	0.968	0.740	0.803	1.168
「仕事を取りたい時に思うようにとれた」ダミー	2.978	0.000 ***	2.393	3.706	1.519	0.000 ***	1.239	1.862
「様々な取引相手と仕事をするが多かった」ダミー	0.893	0.453	0.664	1.199	0.857	0.264	0.655	1.122
「仕事の報酬額は自分に決定権があった」ダミー	1.465	0.004 **	1.130	1.900	1.274	0.051 *	0.998	1.625
「仕事の継続は自分が継続するか決定できる」ダミー	0.981	0.893	0.744	1.293	0.740	0.023 *	0.570	0.959
平均年収の高い4業種ダミー	1.160	0.159	0.943	1.426	1.226	0.034 *	1.015	1.481
業種の経験20年以上ダミー	0.933	0.509	0.762	1.144	1.518	0.000 ***	1.261	1.826
正社員経験18年以上ダミー	1.564	0.000 ***	1.242	1.971	1.460	0.001 **	1.178	1.809
大卒以上ダミー	1.228	0.041 *	1.008	1.497	1.159	0.109	0.967	1.389
定数項	0.249	0.000 ***	0.201	0.308				
サンプルサイズ(Number of obs)		2,000				1,597		
対数尤度(Log likelihood)		-1201.1015				-2460.7192		
疑似決定係数(Pseudo R2)		0.071				0.013		

* P<0.05 ** P<0.01 *** P<0.001

「仕事の継続は自分が継続するか決定できる」ダミー

年収のみ有意な結果になっている。ただし、オッズ比が 1.0 を下回っているため年収に負の影響があると解釈できる。つまり、自分が自由に仕事の継続を決定できることは、年収の向上に寄与しないと解釈できる。

平均年収の高い 4 業種ダミー

年収のみ有意な結果になっている。平均年収の高い業種に属する人は、年収が高くなる傾向があると解釈できる。

業種の経験 20 年以上ダミー

年収のみ有意な結果になっている。長年の業界経験は年収の向上に寄与すると解釈できる。ただし、満足度の向上とは関係がないと解釈できる。

正社員経験 18 年以上ダミー

いずれも有意な結果のため、会社員時代の経験の長さが満足度にも実際の収入の向上にも寄与すると解釈できる。

大卒以上ダミー

満足度のみ有意な結果になっている。大卒以上は収入への満足度が高くなりやすいと解釈できる。実際の年収への影響はほぼ関連がない。

5. 分析結果の考察

上述した分析結果を整理するために 9 つの説明変数を 3 つの指標（要因）に分類した。以下では分類の基準やそれぞれの指標（要因）の説明を行う。

（1）個人的経験要因：「業種の経験 20 年以上ダミー」「正社員経験 18 年以上ダミー」「大卒以上ダミー」の 3 つで構成される。これらはフリーランス自身が過去に何を経験してきたのかが影響を及ぼす変数である。この要因は「収入の満足度」「年収 5 段階」どちらの被説明変数とも関係が強い結果となった。

「業種の経験 20 年以上ダミー」や「正社員経験 18 年以上ダミー」からは経験を積み上げることの重要性が示唆される。そのため、経済的自律を検討する上では「継続性」や「専門性」といった要素を考慮する必要があると思われる。

（2）自己主導的要因：「自分にしかできない仕事が多かったダミー」「仕事の報酬額は自分に決定権があったダミー」「仕事の継続は自分が継続するか決定できるダミー」の 3 つで構成される。これらはフリーランス自身による独自性や自己主導的な評価が影響を及ぼす変数である。この要因は主に「収入の満足度」との関係が強い結果となった。

経済的自律は、収入の多寡だけで決まるものではなく、現在の収入に対する満足度も重

要な側面である。そして、そのような状態を自分自身が主導権を持って自己決定できているかどうか、仕事の過程で自分自身の独自性を表現できているかどうかが経済的自律につながっていくと考えられる。

(3) 市場環境要因：「仕事を取りたい時に思うように取れたダミー」「様々な取引相手と仕事をするが多かったダミー」「平均年収の高い4業種ダミー」の3つで構成される。現在の市場環境や取引状況、需給バランスが影響を及ぼす変数である。この要因は「収入の満足度」「年収5段階」どちらの被説明変数とも関係が強い結果となった。

9つの変数の中で「仕事を取りたい時に思うように取れたダミー」が被説明変数に最も影響を及ぼしていることを踏まえると、この原因をより詳細に分析する重要性は高いと思われる。それがこれまでの個人的経験によるものなのか、それとも現在所属している市場環境によるもののかなどを検証することは「望ましいフリーランス」を振興する上でも重要な論点である。また、「様々な取引相手と仕事をするが多かった（特定の取引相手と仕事をするが多かった）」については、有意な結果が見られなかった。これはいずれの取引関係であっても収入の多寡や収入の満足度とは関係ないと解釈できるため、一般的な経済的自律（経済従属性）の意味合いにおいて「1社に依存しない状態にいること」は重要な要素であるものの、収入等との因果関係は見られないことを確認した。

以上のような結果から、フリーランスの経済的自律に寄与する要因として、「個人的経験要因」「自己主導的要因」「市場環境要因」はいずれも有意な変数であることが検証された。

6. おわりに

本研究ではフリーランスの「経済的自律（特定の発注事業者等へ依存せずに、自分自身の経済的な意思決定を行い、生活を維持できる状態）」に寄与する要因の探索を目的として、有意な変数の探索（クロス集計）と因果関係（ロジスティック回帰分析）の分析を行った。その結果、フリーランスの「年収」や「収入に対する満足度」に関係する要因として、「個人的経験要因」「自己主導的要因」「市場環境要因」の3つに分類可能なことを明らかにした。これらによって、フリーランス自身が「自らが望む働き方を自ら継続できる」ための観点を整理した。

今後の課題は、主たる生計をその仕事で賄う「フリーランス」のみに絞った研究と多種多様なフリーランスを包括した研究に分けて、それぞれにどの程度の経済的自律が必要なのか検討することである。同時に経済的自律の意味や構成する要素自体を多面的に検討することも残された課題である。

【参考文献】

- ・一般社団法人プロフェッショナル&パラレルキャリア・フリーランス協会 (2023)「インボイス制度によるフリーランスへの影響に関する実態調査」
- ・久米功一,鶴光太郎,川上淳之, (2025)「独立自営業者の労働者性とそのパフォーマンスの関係」, RIETI Discussion Paper Series 24-J-023
- ・厚生労働省 (2025)「教育訓練受講のための新たな融資制度について」
- ・厚生労働省 (2024)「令和 5 年賃金構造基本統計調査」
- ・厚生労働省 (2023)「国民年金における育児期間の保険料免除」
- ・小前和智 (2022)『就業時間と収入からみるフリーランスの働き方』リクルートワークス研究所編『全国就業実態パネル調査 日本の働き方を考える 2021』Vol.5
- ・総務省統計局 (2023)「令和 4 年就業構造基本調査」
- ・独立行政法人労働政策研究・研修機構 (2019)「独立自営業者の就業実態」,JILPT 調査シリーズ No.187 2019 年 3 月
- ・内閣官房新しい資本主義実現会議事務局・公正取引委員会・厚労省・中小企業庁 (2023)「令和 4 年度フリーランス実態調査結果」
- ・内閣官房新しい資本主義実現会議事務局・公正取引委員会・厚生労働省・中小企業庁 (2024)「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（フリーランス・事業者間取引適正化等法）」【令和 6 年 11 月 1 日施行】説明資料
- ・山田久 (2021)「望ましいフリーランスの普及に向けて—国際比較を踏まえた政策対応—」日本総研 Research Report
- ・Eurofound、2017「*Exploring self-employment in the European Union*」Publications Office of the European Union,Luxembourg
- ・Janet Fraser and Michael Gold, 2001「Portfolio Workers: Autonomy and Control Amongst Freelance Translators」『Work, Employment & Society』,Vol. 15, No. 4 (December 2001), pp. 679-697

本研究は JSPS 科研費 JP23K18784 の助成を受けたものです。